

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する

条例の特例を定める条例の制定について

討論要旨 川村つよし議員

6月定例会・第5日目に提案されている議案などのうち、意見書案第2号を除けば、いずれの議案も新型コロナウイルス感染症の対策として、特別職の報酬あるいは議会費から、尾張旭市が行う事業費用を捻出しようとするものである。

市長ら3人の特別職の報酬削減については、4月中に議論がはじまっていた話だが、市議会からの異論を受け提案が見送られていた。

市長提案の第47号議案で、市長・副市長・教育長の報酬を削減。

議会側は、決議案第1号と委員会提案第1号で、予想される不用額を減額する対応などの議論が進んだ。これらは、歩み寄った結果の産物であって、ひとくくりのものとして理解している。

議員提案第2号、議員報酬削減については、この間の経過から言うと、歩み寄れなかった内容と言えるもので、議会として合意に至らなかった。

特別職の報酬については、市長についても議員についても、報酬審議会の議論を踏まえて進めていくことは、無難な方法であり基本的に正解だと考える。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大という、状況下においては、自ら報酬を削減するという考えもゼロではないと考えるが、この2か月程度の議会内の合意形成を作ろうとした議論を考えると、本提案には賛成できないと表明し反対討論とする。